

平成 26 年 4 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日一部改正

平成 29 年 4 月 1 日一部改正

平成 30 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 3 月 31 日一部改正

令和 6 年 11 月 8 日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

大津市老人クラブ連合会活動補助金交付基準

補助金の名称	大津市老人クラブ連合会活動補助金
補助金の交付目的	大津市老人クラブ連合会（以下「連合会」という。）が実施する老人クラブの活動促進に資する取り組み、地域の再構築につながる活動及び若手高齢者の組織化等に要する経費の一部について補助金を交付し、もって高齢者の健康生きがいつくりや社会参加活動の促進を図るとともに、老人クラブの育成を図ることを目的とする。
補助金の交付対象者	大津市老人クラブ連合会
補助対象経費	人件費及び事業費（別表のとおり）
補助金の額及びその算定方法又は補助率	別表のとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。
補助金交付事業の開始時期	—
補助金交付事業の終了時期	国の在宅福祉事業費補助金（高齢者日常生活支援等推進費）の交付措置が終了するに至ったとき
様式	大津市老人クラブ連合会活動補助金交付申請書（様式第 1 号） （1）事業計画書 （2）収支予算書 （3）前年度の事業報告書 （4）前年度の収支決算見込書 （5）連合会加入台帳 大津市老人クラブ連合会活動補助金交付決定通知書（様式第 2 号）

	大津市老人クラブ連合会活動補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第 3 号） 大津市老人クラブ連合会活動補助金交付決定取消通知書（様式第 4 号） 大津市老人クラブ連合会活動補助金交付決定変更通知書（様式第 5 号） 大津市老人クラブ連合会活動補助事業変更承認申請書（様式第 6 号） （1）変更後の事業計画書 大津市老人クラブ連合会活動補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 7 号） 大津市老人クラブ連合会活動補助事業変更承認決定通知書（様式第 8 号） 大津市老人クラブ連合会活動補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第 9 号） 大津市老人クラブ連合会活動補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第 10 号） 大津市老人クラブ連合会活動補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第 11 号） 大津市老人クラブ連合会活動補助事業実績報告書（様式第 12 号） （1）事業実績報告書 （2）収支決算書 大津市老人クラブ連合会活動補助金確定通知書（様式第 13 号） 大津市老人クラブ連合会活動補助金交付請求書（様式第 14 号） 大津市老人クラブ連合会活動補助金交付請求書（様式第 15 号） 大津市老人クラブ連合会活動補助金交付決定取消通知書（様式第 16 号） 大津市老人クラブ連合会活動補助金返還通知書（様式第 17 号）
担当部署	大津市健康福祉部 長寿福祉課

別表

区 分	算 定 基 準 額	対 象 経 費	補助率
人 件 費	事務局長の賃金においては月給 239,345 円、事務局職員の賃金 においては日給 8,085 円を上限 とし、連合会事務局の人件費と して市長が必要と認める額。	賃金、諸手当、社会保険料、 厚生福利費	事務局長分 は 10／10 事務局職員 分は 2／3
事 業 費	連合会の事業のための経費とし て支出される次の額の範囲内 (1)基本額 172,000 円 (2)会員数割 58 円×会員数 (3)ブロック数割 1 ブロック当たり 40,000 円 (4)学区数割 1 学区当たり 32,000 円 (5)創造推進員 1 か月当たり 20,000 円 (6)県老人クラブ大会参加費用 300,000 円 (7)県老人クラブ連合会ブロック 交流事業費 50,000 円 (8)研修事業費 連合会 50,000 円 1 ブロック当たり 50,000 円 1 学区当たり 50,000 円	報償費、賃金、旅費、需用 費、役務費、委託料、備品 購入費、使用料及び賃借料	(1)～(5)は、 10／10 (6)は、 10／10 (7)・(8)は、 5／10

大津市老人クラブ連合会活動補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所
団体名
代表者名

大津市補助金交付等規則第 4 条第 1 項の規定により、大津市老人クラブ連合会活動補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 前年度の事業報告書 4 前年度の収支決算見込み書 5 連合会加入台帳

大津市老人クラブ連合会活動補助金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市老人クラブ連合会活動補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	1 大津市補助金等交付規則及び大津市老人クラブ連合会補助金交付基準の規定を遵守すること。 2 この補助金は大津市老人クラブ連合会に対する活動補助金とし、申請事業以外の目的に使用してはならない。 3 この補助金に対する事業実績報告書及び収支決算書を事業完了後速やかに提出すること。 4 この補助金の使途等については、大津市監査委員等の監査を受けることがある。 5 以上各号に違反した場合は、補助金の一部、又は全部の返還を命ずることがある。 6 補助金の支出時期及び金額は、次のとおりとする。 第 1 回 (4 月) 円 第 2 回 (7 月) 円 第 3 回 (1 0 月) 円 第 4 回 (1 月) 円 第 5 回 (5 月) 円

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第 5 条第 2 項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

大津市老人クラブ連合会活動補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市老人クラブ連合会活動補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市老人クラブ連合会活動補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市老人クラブ連合会活動補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市老人クラブ連合会活動補助金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市老人クラブ連合会活動補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した 条件を変更する内容	
変 更 を し た 理 由	

大津市老人クラブ連合会活動補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所
団体名
代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市老人クラブ連合会活動補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第 13 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	1 変更後の事業計画書

大津市老人クラブ連合会活動補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所
団体名
代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市老人クラブ連合会活動補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中 止（廃 止）する理由	
中 止（廃 止）の年月日	年 月 日
添 付 書 類	

大津市老人クラブ連合会活動補助事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市老人クラブ連合会活動補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
変 更 し た 承 認 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

大津市老人クラブ連合会活動補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市老人クラブ連合会活動補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 13 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

大津市老人クラブ連合会活動補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市老人クラブ連合会活動補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 13 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

大津市老人クラブ連合会活動補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市老人クラブ連合会活動補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市老人クラブ連合会活動補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 住所
団体名
代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市老人クラブ連合会活動補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 着 手 年 月 日 及 び 完 了 年 月 日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補助事業の経費清算額 (補助対象金額)	円
添 付 書 類	1 事業実績報告書 2 収支決算書

大津市老人クラブ連合会活動補助金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市老人クラブ連合会活動補助事業について、次のとおり大津市老人クラブ連合会活動補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第 15 条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市老人クラブ連合会活動補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所
団体名
代表者名



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった大津市老人クラブ連合会活動補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度		年度
補 助 事 業 の 名 称		
交 付 確 定 金 額		円
交 付 請 求 金 額		円
振 込 金 先 融 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

大津市老人クラブ連合会活動補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所
団体名
代表者名



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市老人クラブ連合会活動補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 2 項の規定により次のとおり事前交付請求します。

補 助 年 度		年度
補 助 事 業 の 名 称		
交 付 決 定 金 額		円
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由		
補 助 金 の 既 交 付 金 額		円
交 付 請 求 金 額		円
振 込 融 先 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

大津市老人クラブ連合会活動補助金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市老人クラブ連合会活動補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 19 条第 4 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 （ 確 定 ） 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市老人クラブ連合会活動補助金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市老人クラブ連合会活動補助金について、大津市補助金等交付規則第 20 条第 1 項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第 19 条第 1 項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。